

これまでの福祉のまちづくりの進展を踏まえた
より望ましい整備の方向性について
～利用者の視点に立ったハードとソフトの一体的な
整備に向けて～

意 見 具 申

平成29年11月

東京都福祉のまちづくり推進協議会

平成29年11月8日

東京都知事

小池 百合子 殿

東京都福祉のまちづくり推進協議会

会長 高橋 儀平

これまでの福祉のまちづくりの進展を踏まえた
より望ましい整備の方向性について

(意見具申)

標記について、本推進協議会として別紙のように意見をまとめたので、具
申します。

目 次

はじめに

第1章 福祉のまちづくりのこれまでの進展

- 1 福祉のまちづくり条例等に基づく施設や設備の整備 4
- 2 国の最近の動向 5
- 3 福祉のまちづくりが目指すもの 6

第2章 これまでの都の取組状況

- 1 ハード整備を進めるための現在までの都の主な施策 8
 - (1) 公共交通のバリアフリー化
 - (2) 建築物等のバリアフリー化
 - (3) 道路のバリアフリー化
 - (4) 面的なバリアフリー整備
- 2 都におけるバリアフリー化の進捗状況 11
 - (1) 都内鉄道駅のバリアフリー化
 - (2) 都内のノンステップバスの普及状況
 - (3) 福祉のまちづくり条例の届出件数
 - (4) バリアフリー法に基づく認定
 - (5) 特定道路等（都道）のバリアフリー化
 - (6) 道路の無電柱化
 - (7) 高齢者・視覚障害者等用の信号機・エスコートゾーンの整備
 - (8) バリアフリー基本構想の策定状況
- 3 心のバリアフリーや情報バリアフリーを進めるための都の主な施策 14
 - (1) 心のバリアフリーに向けた取組
 - (2) 情報バリアフリーに向けた取組

第3章 福祉のまちづくりに関する動向

- 1 東京2020大会に向けた取組 17
- 2 当事者参加による施設等の調査 17
- 3 福祉施設等における整備基準の弾力的な運用 18

第4章 ハードとソフトの一体的な整備の推進

- 1 東京版ガイドラインや国の建築設計標準等を踏まえた対応 20
 - (1) 車いす使用者等に対応した客席の整備
 - (2) 誰もが利用しやすいトイレの整備

(3) 宿泊施設の客室のバリアフリー化	
(4) 店舗内での移動や施設の安全利用のための配慮	
2 高齢者や障害者など当事者参加の施設整備の推進	25
3 整備基準の適正な運用	26

おわりに

参考資料

1 障害者の権利に関する条約	29
2 福祉施設等におけるバリアフリーに関する基準の考え方について（東京都福祉保健局[平成28年6月2日]）	31

審議経過等

審議経過	35
第11期東京都福祉のまちづくり推進協議会委員名簿	36

はじめに

東京都は、高齢者や障害者を含めたすべての人が安全で、安心して、快適に暮らし、訪れることができる社会の実現に向けて、平成7年に福祉のまちづくり条例を制定し、都独自の整備基準による施設の整備や、教育及び学習の振興、事業者や都民への情報提供等に取り組んできた。

また、条例に基づき、福祉のまちづくり推進計画を策定し、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、東京都福祉のまちづくり推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置し、推進協議会からの提言を踏まえ、これまで様々な施策に取り組んできた。

今期（第11期）の推進協議会では、前期（第10期）で、人々の多様性について理解を図るユニバーサルデザイン教育や施設・設備の適正利用に向けた普及啓発、情報面でのバリアフリーなど、ソフト面の取組について意見具申したことを踏まえて、東京2020大会も見据えて、ユニバーサルデザインの理念に基づく今後の福祉のまちづくりの取組の中で、より望ましい施設や設備の整備の方向性について議論を重ねた。

誰もが利用しやすい施設等の整備に当たっては、実際に利用する場面を想定して、前期の意見具申で提言したソフト面の取組と一体的に検討することが必要である。

本意見具申を踏まえ、東京都や区市町村、事業者等により、利用者の視点に立った施設や設備の整備が進むことを期待する。

第1章 福祉のまちづくりのこれまでの進展

1 福祉のまちづくり条例等に基づく施設や設備の整備

- 都における福祉のまちづくりは、昭和48年の「身障者のための公園施設設計基準」、昭和51年の「都立施設の障害者向け整備要綱」、昭和54年の「視覚障害者誘導ブロック設置指針」の策定など、主として障害者を対象にした取組から進められた。
- 昭和63年には「東京都における福祉のまちづくり整備指針」を制定し、高齢者や障害者を含むすべての人々が、安全かつ快適に施設を利用できるよう公共建築物や公共交通機関、道路、公園などについての具体的な整備基準を初めて定めるとともに、平成5年には「東京都建築安全条例」を改正し、障害者及び高齢者に配慮を要する特殊建築物についてのバリアフリー化基準を定めた。
- そして、平成7年には「東京都福祉のまちづくり条例」（以下「福祉のまちづくり条例」という。）を制定し、不特定かつ多数の人が利用する建築物、道路、公園、公共交通施設、路外駐車場のうち、種類及び規模により定められた施設（特定施設）の新設又は改修に当たっては、高齢者や障害者を含めたすべての人が円滑に利用できるよう、整備基準に基づく整備を推進することとした。
- 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の改正を受け、平成15年には、法で定める対象建築物の拡大や整備基準を強化した「高齢者、身体障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」を制定した。（※1）
- さらに、平成21年には福祉のまちづくり条例を改正し、基本理念としてユニバーサルデザインの考え方を明確に位置付けるとともに、特定施設の整備基準について、それまで努力義務であったものを遵守義務とした。
- このほか、福祉のまちづくり条例では、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画である「福祉のまちづくり推進計画」（以下「推進計画」という。）の策定について定めている。

（※1）平成18年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー法」という。）が制定されたことから、名称を「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（以下、「建築物バリアフリー条例」という。）に改正した。

- 平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間を計画期間とする現行の推進計画には、福祉、教育、住宅、建設、交通、観光等のあらゆる分野から計 102 事業を盛り込んでいる。
- これまでの取組により、都内の多くの鉄道駅では、エレベーターが整備され、駅の出入口からホームまで円滑に移動できるルートが確保され、また、路線バスもノンステップ化した車両が多く見られるようになった。
- また、建築物、歩道、公園等では、段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置、だれでもトイレの整備などが大幅に進んできた。
- 一方、施設や設備を整備してもハード面だけでは限界があり、すべての人が社会参加できる環境を整備するためには、ソフト面の取組の充実が重要であることから、学校や地域における学習や、事業者内での社員教育等により、人々の多様性等について理解を図る心のバリアフリー、また、点字や音声、拡大文字のほか、手話や筆記、多言語による対応等、様々な手段で情報提供を進める情報バリアフリーに向けた取組を推進している。

2 国の最近の動向

- 国は、平成 26 年に、障害者の権利を実現するための措置等を規定した「障害者の権利に関する条約」を批准し、また、条約締結の際の国内法の整備の一環として平成 25 年に制定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）を平成 28 年に施行した。
- 障害者差別解消法では、行政機関等や民間事業者に対し、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、障害のある人が直面する社会的障壁を除去するため、本人の求めに応じて合理的配慮（※2）を行うこととされている。

（※2）合理的配慮・・・障害者から日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす社会的障壁の除去について意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、個別の状況に応じて行われる配慮。（参考資料：東京都福祉保健局「東京都障害者差別解消法ハンドブック」（平成 28 年））

- また、平成 29 年 2 月に、東京 2020 大会を契機とした共生社会の実現に向けて、世界に誇れるユニバーサルデザインのまちづくりを実現するとともに、「障害の社会モデル」(※3)の考え方をすべての人が理解し、実践できるよう、国民全体を巻き込んだ心のバリアフリーの取組を展開するため、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(以下「行動計画」という。)を取りまとめた。
- 行動計画に基づき、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する施策に高齢者、障害者等の視点を反映させるための当事者参画の重要性の明確化や、交通バリアフリー基準・ガイドラインの見直しなど、バリアフリー法及び関連施策の見直しに向けた検討を進めている。

3 福祉のまちづくりが目指すもの

- 障害者差別解消法や行動計画が目指しているのは、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会である。
- そして、障害者差別解消法における合理的配慮や、行動計画でも示されている障害の社会モデルの考え方は、ハード面の整備とともに、整備された施設や設備を必要としている人が利用できるよう、施設等の管理者や利用者が当事者のニーズに応じて適切に配慮することなども含まれており、障害のある人だけでなく、すべての人が暮らしやすく、訪れやすい社会につながるものである。
- それは、誰もがまちの中を自由に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、共に楽しむことができる社会であり、福祉のまちづくりにおいて実現を目指しているものである。
- バリアフリー法や福祉のまちづくり条例に基づく整備基準も、こうした目的を達成するために定められていることを、行政や事業者など福祉のまちづくりに関わるすべての人々が理解しなければならない。

(※3) 障害の社会モデル・・・障害は個人の心身機能の障害が原因ではなく、社会に原因(社会的障壁)があり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという、障害者の権利に関する条約に反映された理念。(参考資料:外務省「障害者権利条約パンフレット」(平成27年))

- また、整備後においても、利用者からの意見を踏まえて改善を図るスパイラルアップの仕組み（※4）による取組を進めることに加えて、日常的な維持管理を担う施設管理者や事業者、そして、施設等の利用者が、高齢者や障害者等の利用に当たって適切な配慮や対応を行うことや、ニーズに応じた速やかな情報提供など、ソフト面の取組を推進することも重要である。
- 東京で暮らす人や東京を訪れるすべての人が福祉のまちづくりの進展を実感できるよう、都は、区市町村や事業者等と連携して、整備基準に基づく整備を進めるとともに、利用者の視点に立った取組をまちの中の建築物や歩道、公園、公共交通などにおいて、より一層推進する必要がある。

【福祉のまちづくりで目指す将来像】

障害の有無や、年齢、性別、国籍、個人の能力等に関係なく、誰もが自立した日常生活を営み、自由に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、共に楽しむことができる社会

-
- （※4）スパイラルアップの仕組み・・・ユニバーサルデザインの特徴である、「計画の策定から実行までの各段階での利用者の声の反映」、「繰り返しによるデザインの進化」、「改善を続けていく姿勢やプロセス（過程）の重視」など、その結果だけでなく、改善の積み重ね（スパイラルアップ）を重視すること。

第2章 これまでの都の取組状況

- 都は、福祉のまちづくり条例等に基づく施設整備を推進するとともに、推進計画における様々な取組を通じて、誰もが暮らしやすく、訪れやすいまちづくりを進めてきた。
- 以下、1及び2においてハード整備を進めるための主な施策や進捗状況、また、3において前期の推進協議会からの提言等を踏まえた心のバリアフリーや情報バリアフリーに関する主な取組状況について確認する。

1 ハード整備を進めるための現在までの都の主な施策

(1) 公共交通のバリアフリー化

ア 民営鉄道駅のエレベーター、ホームドア等の整備促進

民営鉄道駅におけるエレベーター等の設備やホームドアの整備を促進する補助を区市町村と連携して行っている。

イ 民営バスのノンステップ化への支援

都内民営バス事業者が、ノンステップバスを購入する際の購入経費の一部を補助している。

また、空港連絡バスなど、荷室スペースの車両構造上、ノンステップバスが整備できない路線バスについては、リフト付きバスの導入について支援している。

ウ 都営交通におけるバリアフリー化

都営地下鉄では、平成25年度に全駅でのエレベーター等による1ルート確保を完了しており、より一層のバリアフリー化に向けて、乗換駅でのエレベーター設置やホームドアの整備を進めている。

また、都営バスでは、平成24年度末にすべての車両のノンステップバス化が完了している。

(2) 建築物等のバリアフリー化

ア 区市町村の福祉のまちづくりに関する基盤整備への支援

区市町村が自ら行う福祉のまちづくり条例に適合した公共的施設、道路、公園等の整備に対して支援を行うとともに、小規模店舗など身近な建築物のバリアフリー化を行う民間事業者に対する整備費の一部を助成する事業に対して支援を行っている。

イ 宿泊施設のバリアフリー化支援

民間宿泊事業者を対象に、宿泊施設におけるバリアフリー化を進めるため、通路の段差解消や階段、廊下等への手すり設置等の経費、バリアフリーコンサルティングに要する経費等への補助を行っている。

ウ 店舗等内部のユニバーサルデザイン整備ガイドライン

店舗等を誰もが利用しやすくするための内部の構造やレイアウト、工夫等について、具体的な整備事例も交えながら紹介したガイドラインを平成 22 年度に作成し、区市町村や民間事業者等に配布するとともに、ホームページに掲載している。

(3) 道路のバリアフリー化

ア 特定道路等（都道）のバリアフリー化

高齢者や障害者などを含めた多くの方が、日常生活で利用する駅や公共施設、病院等を結ぶ特定道路及び想定特定道路（※5）において、歩道の段差解消、勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置等のバリアフリー化を推進するとともに、平成 28 年に策定した「東京都道路バリアフリー推進計画」で定めた、東京 2020 大会会場や観光施設周辺等の優先整備路線において、バリアフリー化を重点的に進めている。

イ 道路の無電柱化の推進

都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図るため、電線共同溝の整備により、地上に架設されている電線類を道路の地下に収容し、無電柱化を推進している。また、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するため、平成 29 年に「東京都無電柱化推進条例」を制定した。

ウ 高齢者や視覚障害者等が安全に歩行できる横断歩道の整備

バリアフリー法に基づき区市町村が策定した基本構想における重点整備地区等において、高齢者や視覚障害者等が安全に横断できるよう、横断歩行者の状況に応じて青時間を延長する信号機やエスコートゾーン（※6）の整備を進めている。

（※5）特定道路・・・バリアフリー法に基づく基本構想（10 ページ参照）で設定された生活関連経路のうち、優先的にバリアフリー化すべき道路として国土交通大臣が指定したもの。

想定特定道路・・・将来、区市町村が基本構想を策定した場合、特定道路に指定されるべき道路と都が位置付けたもの。

（※6）エスコートゾーン・・・道路を横断する視覚障害者の安全性、利便性を向上させるために横断歩道上に設置され、横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列。

(4) 面的なバリアフリー整備

ア ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業

不特定多数の者が利用する施設を中心とする周辺地域でユニバーサルデザインの視点から連続性のある一体的・面的な福祉のまちづくり事業を行う区市町村に対する補助を平成 19 年度から平成 25 年度まで実施した。

イ バリアフリー基本構想策定費補助

区市町村のバリアフリー基本構想（※ 7）の策定経費の一部を補助するとともに、情報提供や技術的助言を行っている。

(※ 7) バリアフリー基本構想・・・バリアフリー法に基づき区市町村が策定する、重点整備地区等についての移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想。

2 都におけるバリアフリー化の進捗状況

(1) 都内鉄道駅のバリアフリー化

エレベーター等による段差解消（高齢者や障害者等が駅の出入口からホームまで円滑に移動できる経路を1ルート以上確保）やだれでもトイレ、視覚障害者誘導用ブロックの整備状況は、いずれも9割を超えているが、ホームドアの整備状況は3割程度である。

【都内鉄道駅のバリアフリー化の進捗状況】

	平成24年度末	平成28年度末
「エレベーター等による段差解消」の整備状況	89% (673駅/755駅)	93% (701駅/755駅)
「だれでもトイレ」の整備状況 (路面電車の駅を除く)	92% (661駅/715駅)	96% (685駅/715駅)
「視覚障害者誘導用ブロック」 の整備状況	99% (748駅/755駅)	99% (752駅/755駅)
「ホームドア、可動式ホーム 柵」の整備状況	28% (210駅/755駅)	33% (249駅/755駅)

(2) 都内のノンステップバスの普及状況

都内の路線バスにおけるノンステップバス車両の整備率は9割を超えており、都営バスは既に100%を達成している。

【都内のノンステップバス車両の普及状況】

	平成24年度末	平成28年度末
民営バス	84% (3,431両/4,072両)	90% (3,829両/4,255両)
都営バス	100% (1,452両/1,452両)	100% (1,464両/1,464両)
合計	88% (4,883両/5,524両)	93% (5,293両/5,719両)

(3) 福祉のまちづくり条例の届出件数

条例に基づく届出件数は、平成21年の条例改正により、200㎡未満の物販店舗、飲食店、サービス店舗等が届出対象に追加されたことから、件数が増加している。

【福祉のまちづくり条例に基づく届出件数】

平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
565件	989件	969件	1,078件	1,305件	1,255件	1,235件	1,244件

(4) バリアフリー法に基づく認定

バリアフリー法に基づき、建築物移動等円滑化基準（義務基準）を超え、より高いレベルの誘導基準に適合する建築物を認定している。

【新規認定件数】

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
35件	34件	29件	25件	22件

(5) 特定道路等（都道）のバリアフリー化

駅や生活関連施設を結ぶ特定道路及び想定特定道路については、対象延長約327kmのバリアフリー化が平成27年度末に完了した。

引き続き、「東京都道路バリアフリー推進計画」に基づき、優先整備路線（約180km）のバリアフリー化を進めている。

【特定道路（都道）のバリアフリー化】

平成24年度末	平成27年度末
83% (271km/327km)	100% (327km/327km)

※特定道路及び想定特定道路（都道）対象全長327kmにおける整備率

【優先整備路線（都道）のバリアフリー化】

平成27年度末	平成28年度末
3% (6km/180km)	15% (27km/180km)

(6) 道路の無電柱化

快適な歩行空間の確保等に向けて、都道における電線類の地中化率は年々高くなっている。

【都道における地中化率】

	平成24年度末	平成28年度末
都内	33% (772km/2,328km)	39% (913km/2,328km)
センター・コア・エリア(※)	80% (430km/536km)	94% (506km/536km)

※センター・コア・エリア…おおむね首都高速中央環状線の内側のエリア

(7) 高齢者・視覚障害者等用の信号機・エスコートゾーンの整備

高齢者や視覚障害者に配慮した信号機やエスコートゾーンの整備は年々進んでいる。平成27年度からは、高齢者等感応式信号機に替えて、横断歩道を渡りきれないおそれがある場合に青信号の長さを延長する機能等を備えた歩行者感応式信号機を設置している。

【高齢者・視覚障害者等用の信号機、エスコートゾーンの整備箇所数(累積)】

	平成24年度末	平成28年度末
高齢者等感応式信号機	636か所	657か所
視覚障害者用信号機	1,885か所	2,336か所
エスコートゾーン	521か所	580か所

※箇所数は、整備された交差点又は横断路(交差点以外の横断歩道)の数

※高齢者等感応式信号機…信号の横断青時間を延長させるための青延長用押ボタンが設置された信号機。また、「歩行者感応式信号機」は、押ボタンではなく歩行者用画像感知器(カメラ)により、自動で時間を延長する信号機。

※視覚障害者用信号機…信号の横断青時間を音響で知らせる機能が付いた信号機。

(8) バリアフリー基本構想の策定状況

バリアフリー基本構想を策定している区市町村は、平成28年度末で20区9市となっている。

【バリアフリー基本構想の策定状況】

	平成24年度末	平成28年度末
区市町村数	17区9市	20区9市
計画数	72	87

3 心のバリアフリーや情報バリアフリーを進めるための都の主な施策

(1) 心のバリアフリーに向けた取組

ア 地域福祉推進区市町村包括補助事業の実施

小中学校での体験学習等の実施や、地域住民を対象としたセミナー・ワークショップの開催、地域の商店街など事業者を対象とした接遇向上研修の実施等、心のバリアフリーの普及啓発に取り組む区市町村を地域福祉推進区市町村包括補助事業により支援している。

イ 「心のバリアフリー」ガイドラインの策定

心のバリアフリーに関する取組の推進に向けて、各取組の具体的な実施方法や内容、効果的な事例等を区市町村や事業者に紹介するためのガイドラインを平成 28 年に策定した。

ウ 心のバリアフリーに向けた普及啓発

平成 28 年度に、高齢者や障害者等を対象にまちなかでの体験事例等の聞き取り調査を行うとともに、その結果を踏まえて、心のバリアフリーに関するリーフレットを作成し、都内すべての高校生を対象に配布した。

また、小中学生を対象にしたポスターコンクールを実施し、優秀作品を普及啓発用のポスターに活用している。

エ 障害者差別解消法ハンドブックの作成

平成 28 年 4 月の障害者差別解消法の施行に当たり、都内の自治体職員や民間事業者の従業員向けに合理的配慮等について例示するとともに、様々な障害特性について分かりやすく説明したハンドブックを作成した。

オ ヘルプマークの推進

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人々が、援助を得やすくなるよう、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるヘルプマークを作成し、都営地下鉄駅等で、利用を希望する人に配布している。

また、ホームページで民間企業等による取組事例を紹介し、普及の取組を促進するとともに、区市町村が行う普及啓発の取組を支援している。

カ ヘルプカードの活用促進

緊急連絡先や必要な支援内容を記載したヘルプカードを活用して、障害者が災害時等に自己の障害に対する理解や必要な支援を周囲に求めることができるよう、区市町

村におけるヘルプカードの作成経費について補助を実施している。

キ 障害者等用の駐車区画の適正利用に向けた取組

商業施設等の駐車場において、車いす利用者等のために設けられた駐車区画が適正に利用されるよう、平成 25 年に効果的な対策事例等を盛り込んだガイドラインを作成し、施設管理者等に配布した。

また、平成 28 年度には、埼玉県、千葉県、神奈川県と共同で普及啓発用のリーフレットを作成し、民間事業者の協力の下、利用者等に配布している。

(2) 情報バリアフリーに向けた取組

ア 地域福祉推進区市町村包括補助事業の実施

バリアフリーマップの作成やコミュニケーション支援ボードの作成、簡易型磁気ループの設置等、情報バリアフリーの充実に取り組む区市町村を地域福祉推進区市町村包括補助事業により支援している。

イ 「情報バリアフリー」ガイドラインの策定

情報バリアフリーに関する取組の推進に向けて、障害特性等に応じた情報面での必要な配慮のほか、各取組の具体的な実施方法や内容、効果的な事例等を区市町村や事業者を紹介するガイドラインを平成 28 年に策定した。

ウ 視覚障害者及び聴覚障害者向けの都政情報等の提供

広報東京都や都民向け刊行物等の点字版・音声版を作成、配布している。

また、字幕入りの消費生活情報に関するDVDや、映画・テレビ番組等に字幕を入れたDVD等を作成、配布している。

エ 手話によるコミュニケーションの普及

聴覚障害者のために手話通訳者及び手話のできる都民を養成するとともに、手話による対応が可能な者を交番に配置している。

また、手話の学習や聴覚障害者への理解のための「おもてなし手話ブック」を作成・配布しているほか、都立施設にICTを活用した遠隔手話通訳等を導入し、都内普及のためのモデル事業を平成 29 年度まで実施している。

オ とうきょうユニバーサルデザインナビによる情報提供

交通機関や店舗等のバリアフリー情報や、区市町村や民間団体により作成されたバリアフリーマップ等を容易に検索できるポータルサイト「とうきょうユニバーサルデザインナビ」を平成 27 年度に開設した。

カ Wi-Fiの利用環境の整備

外国人旅行者が多く訪れる都立施設や地域を中心に、無料Wi-Fiの整備を推進している。

キ ホームページ等における多言語による観光情報の発信

東京の観光公式サイト「GO TOKYO」で、東京の基本情報、観光スポット、イベントカレンダー等の観光情報を9つの言語により発信している。

また、飲食事業者が簡単に多言語メニューを作成できるとともに、外国人旅行者が外国語メニューを置く飲食店を検索できるサイト「EAT東京」を開設している。

ク バリアフリー観光に関する情報提供

高齢者や障害者が安心して都内を楽しめるバリアフリー観光の推進に向けて、観光施設情報やバリアフリー情報のほか、移動に際して障壁となるバリア情報や移動時の注意点等を紹介するサイト「東京観光バリアフリー情報ガイド」及びパンフレットを作成し、平成27年度から情報提供している。

ケ 障害者スポーツに関する情報提供

障害者のスポーツに関する情報を掲載したポータルサイト「TOKYO障スポ・ナビ」で、公共スポーツ施設のバリアフリー情報やスポーツ教室の開催情報等を提供している。

第3章 福祉のまちづくりに関する動向

1 東京2020大会に向けた取組

- 平成29年3月、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「大会組織委員会」という。）が策定した「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン」（以下「東京版ガイドライン」という。）が、国際パラリンピック委員会（以下「IPC」という。）の最終承認を経て、公表された。
- 東京版ガイドラインは、東京2020大会が、選手や観客等として訪れるすべての人にとって参加しやすい大会となるよう、競技会場や会場までの経路の整備基準や、ボランティアへの接遇トレーニングの要件等を定めた、ハード・ソフト両面のバリアフリー化を目的とした指針であり、IPCガイドの「公平」、「尊厳」、「機能性」の3点の基本原則を重視し、すべての人々が同じ水準のサービスを受けられることなどを目指している。
- 東京版ガイドラインの検討には、国や都などの行政機関や民間事業者のほか、学識経験者や障害者団体等も参加した。
- ハード面の整備基準については、IPCガイドによる基準と国内法令を踏まえながら、オリンピック・パラリンピックを開催する施設として必要な内容を定めている。
- 大会会場までの経路については、円滑な移動が確保できるよう、大会組織委員会が選定するルート上の歩道や、駅や空港など公共交通機関の施設、鉄道やバスの車両など輸送機関についての技術的仕様が盛り込まれている。
- 国においては、東京2020大会での国内外からの来訪者の増大を見据え、バリアフリーの一層の推進を図るため、関係する基準等の見直しが進められており、平成28年度末には「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（以下「建築設計標準」という。）が改正されるとともに、平成29年度中には交通バリアフリー基準・ガイドラインが改正される予定である。

2 当事者参加による施設等の調査

- 建築物等の新設や改修に当たって、誰もが利用しやすくなるよう、条例等に基づく整備基準を遵守することに加えて、高齢者や障害者など当事者による意見を踏まえながら整備を進める取組が、都や都内の自治体で行われている。
- 東京2020大会の恒設の都立競技施設については、東京版ガイドラインを適切に反映することに加えて、福祉のまちづくり推進協議会とも連携して、障害者等の意見を聴取し、設計に反映する「アクセシビリティ・ワークショップ」の取組が行われている。
- また、高齢者や障害者等を含めた地域住民が参加して、利用者の視点から身近な地域の施設や設備の使いやすさ等の調査を行い、その結果を実際の整備につなげる「福

社のまちづくりサポーター」の養成に取り組んでいる自治体もある。

- 都はこの取組に対して支援するとともに、東京 2020 大会に向けて、区市町村の取組をより一層推進するため、住民参加による調査とその意見を踏まえた改修に対する支援を平成 29 年度から開始した。
- 東京都交通局は、障害のある児童・生徒に都営地下鉄の利用体験を通じて、改善点を見出すプログラムを実施しており、参加者からの意見を踏まえて、実現可能なものについては順次改善を図っている。

3 福祉施設等における整備基準の弾力的な運用

- 都内において、一定規模以上の建築物等の新設や改修を行う場合、福祉のまちづくり条例や建築物バリアフリー条例に基づく整備基準を遵守しなければならない。
- ただし、この基準によらずに高齢者や障害者等が建築物等を円滑に利用できると認められる場合や、建築物や敷地の形態上やむを得ないと認められる場合には、一部の整備基準を適用しないことができるとしており、整備基準の弾力的な運用が可能となっている。
- 都は、福祉のまちづくり条例や建築物バリアフリー条例の適正な運用を図りつつ、高齢者や障害者が地域で安心して暮らすための基盤の充実や保育サービスの拡充など、福祉施設等の整備における課題に対応するため、平成 28 年 6 月に「福祉施設等におけるバリアフリーに関する基準の考え方について」を区市町村等に対して発出し、基準の考え方を示した。
- 建築物バリアフリー条例第 14 条に基づく制限の緩和（※8）を行った件数は、平成 27 年度は 97 件（うち福祉施設 47 件）であった。

（※8）建築物バリアフリー条例第 14 条に基づく制限の緩和・・・建築物バリアフリー条例の規定によることなく、高齢者、障害者等が建築物等を円滑に利用できると認められる場合や、建築物やその敷地の形態上やむを得ないと認められる場合、特定行政庁の認定により、建築物バリアフリー条例の制限を緩和することができる。

第4章 ハードとソフトの一体的な整備の推進

- 都はこれまで、ハード・ソフト両面で福祉のまちづくりの取組を進めており、「東京2020大会に向けた取組」など、福祉のまちづくりに関する最近の動向を踏まえて、誰もがまちの中を円滑に移動できるとともに、あらゆる場所で同行者など他の者と一緒に活動に参加し、共に楽しむことができるための環境整備を進めていく必要がある。
- そのためには、施設等の整備に当たって、建築物や公共交通、歩道、公園等のハード面のバリアフリー化と、施設等の管理者や利用者による当事者のニーズに応じた適切な配慮の推進や、必要な情報を多様な情報伝達手段により入手及び発信できる環境の整備などのソフト面の取組を分けて考えるのではなく、施設利用時の場面を想定した、バリアを取り除くための取組を一体的に検討することが必要である。
- すべての都民が福祉のまちづくりの進展を実感し、共にその主体として関わることができるよう、これまでの取組の積み重ねを踏まえ、ハードとソフトの取組が一体となったより望ましい整備に向けて、次のとおり都に対して提言する。

1 東京版ガイドラインや国の建築設計標準等を踏まえた対応

- 東京 2020 大会に向けて策定された東京版ガイドラインは、I P Cガイドの基本原則である「公平」、「尊厳」、「機能性」を重視し、ハード面の基準などその内容は、国内法令等を踏まえながら、東京 2020 大会の多数の参加者と、その移動やサービスに関わる必要な水準等に対応することを目的としている。
- 東京版ガイドラインの中には、車いす使用者用客席からのサイトライン（※9）や店内の通路幅等、現行の条例に基づく整備基準や、整備基準等を解説した施設整備マニュアルにおける望ましい整備には示されていない項目もある。
- そのため、東京版ガイドラインで示されている整備内容は、多くの人と一緒に活動したり、観客として観覧する施設の整備に活用することで、高齢者や障害者等を含めたすべての人が、円滑に移動できることに加えて、他の者と一緒に楽しめ、快適に過ごし、社会参加できるための環境整備を進めることができる。
- 一方、東京版ガイドラインでは、恒設での対応が難しい場合には、仮設による整備や人的対応も認めている。
- また、福祉のまちづくり条例に基づく整備基準は、新築や改修等の際に建築主が遵守しなければならないものであり、身近な地域における小規模の物販店や飲食店、福祉施設等にも広く適用されることに留意しつつ、建築物の規模や用途を踏まえて、これまでなかった新たな項目についても、整備を進めることが重要である。
- 国は、建築設計標準におけるトイレや宿泊施設の客室等の内容について改正するとともに、現在、交通バリアフリー基準・ガイドラインの見直しに向けた検討を行っているところであり、これらの内容を踏まえながら、ハードとソフトの取組が一体となったより望ましい整備を促進する必要がある。
- 国内外から多くの人々が訪れる東京 2020 大会も見据えて、移動にかかわる歩道や公共交通のほか、観光地や公園、駅前広場などにおける整備の推進も重要である。
- これまでの審議を踏まえて、特に次の4項目について、検討を要するものとして提言する。

（※9）サイトライン（可視線）・・・劇場等の客席・観覧席の各々の人が、前列の人の頭又は肩を越して視焦点（舞台や競技場）を見ることのできる視野の限界線。

【より望ましい整備に向けて検討を要する項目】

(1) 車いす使用者等に対応した客席の整備

＜車いす使用者対応客席の分散配置＞

- 福祉のまちづくり条例に基づく整備基準では、観覧席・客席を設ける施設において、車いす使用者対応客席を1以上設けることが遵守基準となっており、座席の配置については、施設整備マニュアルで複数の選択が可能なよう配慮することが望ましいとしている。
- 車いす使用者等が、劇場やホール、競技会場等で他の観客等と一緒に楽しむためには、水平方向や垂直方向に分散した座席の中から希望する座席を選択できることが必要であることから、建築物等の構造上の制約があることには留意しつつ、こうした整備を一層推進することが必要である。

＜サイトラインの確保＞

- 車いす使用者対応客席からのサイトラインについては、現行の整備基準や望ましい整備には示されていない。
- すべての観客が同じように会場で楽しめる環境を整備するためには、サイトラインの考え方は重要であることから、車いす使用者対応客席からのサイトラインが確保されるよう推進する必要がある。

＜付加アメニティ座席の確保＞

- 東京版ガイドラインに示されている、車いすを使用していないが歩行が困難な場合や体格等、何らかの理由で配慮が必要な人のために、前方と片側のスペースを広く取った付加アメニティ座席の普及に向けた取組を推進する必要がある。

＜利用者への情報提供＞

- 車いす使用者等に対応した客席に関する利用者への情報提供やチケット販売の方法等、車いす使用者等に対応した客席を必要としている人が利用できるための留意点について、周知する必要がある。

(2) 誰もが利用しやすいトイレの整備

<様々な利用者に配慮したトイレの必要性>

- トイレは日々の生活において不可欠な設備である。特に、高齢者や障害者等の社会参加をより一層促進するためには、外出先で円滑に利用できるトイレの整備が必要である。
- トイレには利用者の特性によって多様なニーズがあることから、利用者特性に配慮した設備や便房を設置し、様々な利用者に配慮する必要がある。

<機能分散の促進>

- 建築物の規模が小さい等により、トイレのスペースを十分確保できない場合には、誰もが利用できる多機能な「だれでもトイレ」として整備する必要があることから、都の福祉のまちづくりにおいては、条例に基づく整備基準でだれでもトイレの設置を定め、その整備を推進してきた。
- 一方、多機能なだれでもトイレに利用者が集中することで、広い空間を必要とする車いす使用者が円滑に利用できなくなることが指摘されている。
- そのため、施設の用途や利用状況を勘案して、車いす使用者用トイレやオストメイト用設備を有するトイレ、ベビーチェア・ベビーベッドを設置したトイレのほか、大型ベッドの配置や異性介助に配慮したトイレ等を分散して配置することをより一層推進し、高齢者、障害者、介助者、乳幼児を連れた者等、様々な利用者がより快適に利用できる環境を整備する必要がある。

<わかりやすい案内表示>

- 各種設備・機能を分散して配置したトイレでは、それぞれの設備や機能をピクトグラム等でわかりやすく表示する必要がある。また、だれでもトイレでは、必要としている人が優先して利用できるよう、対象者や使用ルールの明示を推進する必要がある。

<腰掛式便器の推進>

- 便器については、高齢者など下肢機能が低下している者にとって、和式便器の利用は困難を伴うこと、また、都内における外国人旅行者が増加していることを踏まえ、腰掛式便器の設置をより一層推進すべきである。

(3) 宿泊施設の客室のバリアフリー化

<既存客室の改修の促進>

- 高齢者や障害者等が外出や旅行を楽しむ機会を確保するためには、車いす利用者用客室の整備や一般客室の改修等により、可能な限り多くの人が宿泊施設を円滑に利用できることが必要である。
- 現行の施設整備マニュアルにおいては、車いす利用者等に配慮した客室の整備に当たって、留意すべき事項が記載されている一方、既存の客室の改修についての記載はない。
- 高齢者や障害者等が円滑に利用できる宿泊施設を十分確保するためには、既存の客室を改修することも有効であり、施設整備マニュアルにおいて、その留意点についても記載する必要がある。

<設備の配置の工夫>

- 改修に当たっては、必要な空間の確保のほか、トイレや浴室の出入口の段差解消等を原則としつつ、それが難しい場合には、一人でも多くの高齢者や障害者等が円滑に、かつ、快適に利用できるよう、設備の配置の工夫やソフト面での対応も含めて、室内環境を整備する必要がある。

<利用者への客室情報の提供>

- 客室の設備、備品配置を含む平面図や写真、ソフト面での対応等について、ホームページ等による情報提供を推進する必要がある。

(4) 店舗内での移動や施設の安全利用のための配慮

<誰もが買い物や飲食を楽しめるための店舗内の配慮>

- 誰もが社会参加できるまちづくりを進めるためには、例えば、物販店において、自由に商品を見て、選びながら買い物ができるようにするなど、店舗内における構造や規格、商品説明、価格表示等にも配慮が必要である。
- バリアフリー法や福祉のまちづくり条例においては、誰もが建築物等を円滑に利用できるよう、建築物の出入口から利用居室等に至る段差がなく通行しやすい幅とした移動等円滑化経路の整備を基準として定めているが、店舗内など居室の内部についての定めはない。
- 東京版ガイドラインでは、売店や飲食施設の店内における通路幅の確保が盛り込まれている。
- 店舗内等における設計上の配慮をより一層推進できるよう、施設整備マニュアルを活用して、積極的に周知する必要がある。

<非常時に備えた対応や事故等の未然防止>

- 高齢者や車いす使用者など、非常時にエレベーターを使わなければ上下移動ができない利用者が、避難用エレベーター付近に一時的に待機し、救援を待つことができる場所の確保についての取組が進むよう周知する必要がある。
- エスカレーターなど施設内の設備での事故を未然に防止するため、利用ルールの周知などの取組を進める必要がある。
- 体調が悪くなった人等が休憩できるスペースの確保を推進する必要がある。

<ソフト面の取組の重要性>

- 誰もが店舗や施設等の内部で自由に行動し、施設等を安全に利用するためには、ハード面の整備と併せて、事業者における社員、従業員等の接遇向上を図る研修や災害発生時を想定した防災訓練の実施、視覚や聴覚に障害のある人へのニーズに応じた速やかな情報提供など、ソフト面の取組も重要であることを周知する必要がある。

2 高齢者や障害者など当事者参加の施設整備の推進

- すべての人に使いやすい施設や設備を整備するために、高齢者や障害者など当事者による意見を聴取する取組を進めることは重要である。
- その際、聴取した意見を整備に反映できるよう、計画や設計の段階から当事者が参加することが有効である。
- また、竣工後であっても、施設における移動や設備の利用のしやすさ等について当事者が参加して調査を行い、意見を聴取することで、施設や設備の改善につなげることができる。
- 東京 2020 大会に向けて、都が整備する恒設の競技施設については、障害者の視点に立った整備が行われるよう、障害者等から意見を聴取して、それらを設計に反映する取組が行われており、他の施設においても参考になる取組である。
- 当事者による調査の実施に当たって、参加者が調査目的や、当該施設や設備の意義、整備に関する基準等について共通に理解することが必要な場合には、参加者に対して事前に研修を行うことも有効である。
- 調査の方法や内容を工夫することで、施設までの経路に関する情報提供の内容や施設職員の対応等、ソフト面の取組にも活用することができる。

【より望ましい整備に向けて検討を要する項目】

<当事者参加のバリアフリー整備の推進>

- 高齢者や障害者など当事者が参加したバリアフリーに関する意見聴取を実施し、整備に反映する取組を推進する必要がある。
- 効果的な意見聴取が行えるよう、調査の参加者に対する研修の機会の確保やその内容に留意する必要がある。

<都や区市町村による率先した取組と取組事例の公表>

- 都や区市町村が設置する公共施設の整備においては、率先して当事者参加の取組を進めるとともに、民間事業者等の参考となるよう取組事例を公表する必要がある。

<ソフト面の取組への活用>

- 意見聴取に当たっては、ハード面の使いやすさに加えて、分かりやすい情報提供や職員の対応力向上等のソフト面にも活用できる内容にする必要がある。

3 整備基準の適正な運用

- 不特定多数が利用する施設は、本来はその規模にかかわらず、誰もが利用しやすいものに整備する必要がある。
- 都では、バリアフリー法に加えて、福祉のまちづくり条例や建築物バリアフリー条例を制定し、用途によってはすべての規模の施設に対して、整備基準を定めている。
- 一方、敷地や構造上の制約等のため、一部の整備基準による整備が困難な場合に、当該基準を適用しないことができるという規定を設けている。
- こうした弾力的運用は、高齢者や障害者等の施設の利用に関わることから、整備基準を遵守させることを基本としつつ、整備基準による整備が困難なケースについては、状況を把握し、適切な代替措置を講ずることが重要である。
- その上で、個々の事例に対する弾力的運用の判断は、特定行政庁や区市町村に委ねられており、既存施設の改修による福祉施設への活用など、弾力的運用が見込まれるケースについて、区市町村等において適正な運用が行われるよう、あらかじめ都から考え方を示すことは有効である。
- 弾力的運用を認める場合には、それによって高齢者や障害者等の円滑な利用が妨げられないよう、本来整備すべき内容に代わる対応策を確保することや、その内容を利用者にあらかじめ示すことが重要である。

【より望ましい整備に向けて検討を要する項目】

<弾力的運用に当たっての考え方や代替策の提示>

- 福祉のまちづくり条例や建築物バリアフリー条例に基づく整備基準は、高齢者や障害者等が施設等を円滑に利用するために定められたものであることを踏まえ、弾力的運用については、その状況を把握するとともに、都から区市町村等に対して考え方や具体的な代替策等を示すことで、適正な運用の推進を図る必要がある。
- 弾力的運用を認める場合の代替策等については、高齢者や障害者等の当事者の意見を聴取する機会を設け、施設等の利用の機会を確保するよう配慮する必要がある。

おわりに

昨年10月、今期の推進協議会は、都が福祉のまちづくりを進める上で、重要な二つのテーマについて検討を開始した。

一つが、本意見具申で提言した、これまでの福祉のまちづくりの進展を踏まえたより望ましい整備等の方向性についてである。

主に施設等の整備に焦点を当てて審議を重ねてきたが、その中で、心のバリアフリーや情報バリアフリーといったソフト面の取組について多くの意見が出されるとともに、観光や災害対応についての意見もあった。

福祉のまちづくりで目指す、誰もがまちの中を自由に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、共に楽しむことができる社会を実現するためには、ハード・ソフトが一体となった整備を進めるとともに、公共交通におけるバリアフリー化や、道路なども含めた面的な整備、様々な障害特性や外国人等にも配慮した情報提供、共生社会に向けて人々の多様性の理解を図る取組等をより一層推進することが必要である。

もう一つは、福祉のまちづくり推進計画の基本的考え方であり、これから行う予定の審議の中では、ハードとソフトを分けるのではなく、利用者の視点から課題等を検討することとしている。

次の推進計画の計画期間には、東京2020大会が開催される。大会を契機に福祉のまちづくりの取組を加速させるとともに、大会後の将来像まで見据えた新たな計画策定に向けて、提言を行っていききたい。

參考資料

1 障害者の権利に関する条約

障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等を一般原則とし、障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進するための措置を締約国が取ることを定めている。平成 18 年に国連総会で採択され、日本は平成 26 年 1 月に批准した。

第 1 条 目的

この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な共有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。

第 2 条 定義

この条約の適用上、「音声疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、共有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要することなく、最大限可能な範囲で全ての人を使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。

第 3 条 一般原則

この条約の原則は、次のとおりとする。

(a) 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立の尊

重

- (b) 無差別
- (c) 社会への完全かつ効果的な参加及び包容
- (d) 差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ
- (e) 機会の均等
- (f) 施設及びサービス等の利用の容易さ
- (g) 男女の平等
- (h) 障害のある児童の発達しつつある能力の尊重及び障害のある児童がその同一性を保持する権利の尊重

2 福祉施設等におけるバリアフリーに関する基準の考え方について(東京都福祉保健局[平成28年6月2日])

平成28年6月2日
東京都福祉保健局

福祉施設等におけるバリアフリーに関する基準の考え方について

福祉施設等におけるバリアフリーに関する基準の考え方について、下記のとおりお示しします。

記

1 福祉施設等の整備における課題

東京都では、将来にわたって都民が安心して生活できるよう、高齢者の多様なすまいの整備や地域包括ケアシステムの構築、障害者が地域で安心して暮らすための基盤等の充実、保育サービスの拡充や特別な支援を要する子供への対応強化等に取り組んでいます。

特に、近年、急速に進む高齢化、家族状況や近隣関係の変化等により、利用者ニーズが複雑化・多様化しており、介護保険法や障害者総合支援法、子ども・子育て支援法の制定・改正等により新たなサービスが次々に開始され、多様なサービス基盤の整備が必要になっています。

これらのサービス基盤を充実するため、都としても様々な支援策を講じてきましたが、整備に適した土地の確保が困難であること、特に区部において土地代が高いこと等により、整備が進みにくい状況にあります。

一方で、都内の空き家は増加傾向にあり、既存建物の有効活用が課題となっています。今後、利用者が、身近な地域でサービスの提供を受け、家庭的な雰囲気の下で生活し、住民等と交流を図りながら暮らすためには、地域における既存住宅等を活用して、こうした施設等の整備を促進することが重要となっています。

喫緊の課題である待機児童の解消を図るためにも、既存建物や賃貸物件の活用は有効であり、地域の実情に応じて多様な保育サービスを拡充していく必要があります。

2 基準の取扱い

多様化する福祉サービス基盤の中には、利用者が限定され、不特定多数の者が利用しない小規模な施設もあります。また、地域における居住の場を確保する観点から、民家や狭隘な宅地等を活用する事例が増加しているほか、保育サービスにおいては、様々な建物を活用した整備が進められています。

各区市町村においては、こうした状況を踏まえ、これまでもバリアフリー関係基準を弾力的に適用されてきたところですが、改めて、施設の実態等を踏まえた適用をお願いするため、別表の施設等について、具体的に基準の考え方を示しましたので、御参照ください。

(別表)

種別	施設等名(通称)／根拠法令	バリアフリーに関する基準*の考え方	円滑に利用できる理由
高齢者分野	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護／介護保険法第8条第18項 ・認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)／介護保険法第8条第19項 ・看護小規模多機能型居宅介護／介護保険法第8条第22項 ・都市型軽費老人ホーム／老人福祉法第20条の6及び平成22年厚生労働省令第46号(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令) 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化経路を構成する出入口・廊下等・傾斜路・敷地内通路の幅及びエレベーターとその乗降口ピートに関する基準は、バリアフリー法施行令や共同住宅における基準を参考としつつ、それに満たない場合であっても、車いすで通過できるもしくは乗降できる場合は、適用しない。 ・階段の幅、けあげ及び踏面の寸法に関する基準は、上記のエレベーターが設置されている場合、適用しない。 ・移動等円滑化経路を構成する傾斜路のこう配に関する基準は、介助により車いすでの通行ができる場合は、適用せず、傾斜路の整備が困難な場合は可動式のスロープも可能とする。 ・便所に設けるベビーチェア、ベビーベッドは管理者の一時預かりやおむつ替えができる場所を別に提供できる場合は設置を要しない。 ・浴室等の出入口の幅に関する基準は、利用上支障がない場合、適用しない。 	<p>車いす利用者も含む高齢者等への介護等のサービスを行う施設、また、入所施設機能を有し、特定の者が利用する施設であり、かつ、必要な知識と経験を有した職員が常時、適切に介助等を行えるため</p>
障害者分野	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護／障害者総合支援法第5条第7項 ・短期入所(ショートステイ)／障害者総合支援法第5条第8項 ・自立訓練／障害者総合支援法第5条第12項 ・就労移行支援／障害者総合支援法第5条第13項 ・就労継続支援／障害者総合支援法第5条第14項 ・共同生活援助(障害者グループホーム)／障害者総合支援法第5条第15項 	<p>主たる利用者が知的・精神障害者等に限定されている場合で、身体障害者等の上下階の移動が困難な者がサービスを利用しない場合、次の基準は適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化経路に関する基準 ・階段の幅、けあげ及び踏面の寸法に関する基準 ・便所に設ける車いす使用者用便房、水洗器具を設けた便房、ベビーチェア等を設けた便房、ベビーベッド等の設備に関する基準 ・浴室等の出入口の幅、車いす使用者が円滑に利用できる空間の確保に関する基準 	<p>居住用もしくは特定の者が継続的に利用する施設であり、上下階の移動が困難な者が利用せず、かつ、必要に応じて職員による適切な支援が可能であるため</p>
子供分野	<ul style="list-style-type: none"> ・養護児童グループホーム／児童福祉法第41条及び東京都養護児童グループホーム制度実施要綱 ・小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)／児童福祉法第34条の4 	<p>身体障害者等の上下階の移動が困難な者がサービスを利用しない場合、次の基準は適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化経路に関する基準 ・階段の幅、けあげ及び踏面の寸法に関する基準 ・便所に設ける車いす使用者用便房、水洗器具を設けた便房、ベビーチェア等を設けた便房、ベビーベッド等の設備に関する基準に関する基準 ・浴室等の出入口の幅、車いす使用者が円滑に利用できる空間の確保に関する基準 	

(別表)

種別	施設等名（通称）／根拠法令	バリアフリーに関する基準※の考え方	円滑に利用できる理由
<p>子供 分野</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所／児童福祉法第 39 条 ・ 認定こども園／就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 ・ 認証保育所／東京都認証保育所事業実施要綱 ・ 小規模保育事業／児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項 ・ 事業所内保育事業／児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項 	<p>児童の体格や子供用の車いすの大きさ等を考慮すると、人的介助による対応が相当程度可能であること、また、バリアフリーに関する基準に定める寸法等に満たなくても円滑な移動等が可能であることから、建築物の状況等を踏まえ、次の基準は適用しないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動等円滑化経路に関する基準 ・ 階段の幅、けあげ及び踏面の寸法に関する基準 ・ 便所に設ける車いす使用者用便房、水洗器具を設けた便房、ベビーチェア等を設けた便房、ベビーベッド等の設備に関する基準に関する基準 <p>※ 特に、0歳から2歳までの児童は、自立して車いすの利用や上下階の移動、トイレでの洗浄等を行うことが困難であることから、利用児童が当該年齢に限られる場合は、上記の基準は適用しない。</p>	<p>継続的に特定の児童が利用する施設であり、かつ、必要な知識と経験を有した職員が常時、適切に介助等を行えるため</p>

※バリアフリーに関する基準・・・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）及び高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（東京都建築物バリアフリー条例）に基づく移動等円滑化基準、東京都福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等

審議經過等

審 議 経 過

平成28年10月から平成29年11月まで

開催月日	会議種別	審 議 内 容 等
平成28年 10月17日	第1回推進協議会	審議事項 ○第11期審議テーマ等について ○専門部会の設置について
平成29年 1月23日	第1回専門部会	審議事項 ○「これまでの福祉のまちづくりの進展を踏まえたより望ましい整備等の方向性について」検討概要 ○アクセシビリティ・ガイドラインの策定や国の建築設計標準等の見直し ○整備基準の弾力的運用
2月16日	第2回専門部会	審議事項 ○アクセシビリティ・ガイドラインの策定や国の建築設計標準等の見直し ○高齢者や障害者など当事者による施設等の点検
5月26日	第3回専門部会	審議事項 ○アクセシビリティ・ガイドラインの策定や国の建築設計標準等の見直し ○意見具申骨子（案）
7月13日	第4回専門部会	審議事項 ○「これまでの福祉のまちづくりの進展を踏まえたより望ましい整備等の方向性について」意見具申（案）
9月7日	第5回専門部会	審議事項 ○「これまでの福祉のまちづくりの進展を踏まえたより望ましい整備の方向性について」意見具申（案）
11月8日	第2回推進協議会	審議事項 ○「これまでの福祉のまちづくりの進展を踏まえたより望ましい整備の方向性について」意見具申

第 11 期 東 京 都 福 祉 の ま ち づ く り 推 進 協 議 会 委 員 名 簿

【任期：平成28年10月17日～平成30年10月16日】

分 野	氏名 (◎は会長)	所 属 団 体 役 職 等	専 門 部 会	
学 識 経 験 者 7名	建築	◎ 高橋 儀平 タカハシ ギヘイ	東洋大学ライフデザイン学部教授	◎
	社会福祉	大島 隆代 オオシマ タカヨ	浦和大学総合福祉学部講師	○
	建築	川内 美彦 カウチ モリヒコ	東洋大学ライフデザイン学部教授	○
	心理	中野 泰志 ナカノ ヤスシ	慶應義塾大学経済学部教授	○
	都市計画	岡村 祐 オカムラ ユウ	首都大学東京都市環境学部自然文化ツーリズムコース准教授	○
	情報通信	今井 朝子 イマイ トモコ	フリーランス・ユーザーリサーチャー	○
	都市交通計画	稲垣 具志 イナガキ トモキ	日本大学理工学部交通システム工学科助教	○
民 間 事 業 者 6名	鉄道	滝澤 広明 タキザワ ヒロアキ	一般社団法人日本民営鉄道協会運輸調整部長	○
		井料 青海 イヨウ オホミ	東日本旅客鉄道（株）東京支社総務部企画部長	○
	バス	二井田 春喜 ニイダ ハルキ	一般社団法人東京バス協会常務理事	○
	商業	伊藤 廣幸 イトウ ヒロユキ	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会専務理事	○
	商工会議所	西尾 昇治 ニシオ ショウジ	東京商工会議所常務理事	○
	ホテル	岩佐 英美子 イワサ エミコ	一般社団法人日本ホテル協会事務局長	○
都 民 10名	障害者団体	市橋 博 イチハシ ヒロシ	障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会会長	○
		越智 大輔 オチ ダイスケ	公益社団法人東京聴覚障害者総合支援機構東京都聴覚障害者連盟事務局長	○
		笹川 吉彦 ササガワ シンヒコ	公益社団法人東京都盲人福祉協会会長	○
		菊地 高 キクチ タカシ	東京都精神障害者団体連合会事務局長	○
		永田 直子 ナガタ ナオコ	社会福祉法人東京都知的障害者育成会副理事長	○
	育児グループ	横矢 真理 ヨコヤ マリ	NPO子どもの危険回避研究所所長	○
	高齢者グループ	高橋 景市 タカハシ ケイイチ	公益社団法人東京都老人クラブ連合会副会長	○
	公募委員	鈴木 伸子 スズキ ノブコ	(品川区)	○
		篠崎 まゆみ シノザキ マユミ	(世田谷区)	○
本田 茂樹 ホンダ シゲキ		(豊島区)	○	
関 係 行 政 機 関 5名	国	吉田 正則 ヨシダ マサノリ	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長 (平成29年9月4日まで)	
		田仲 教泰 タナカ ケイ	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長 (平成29年9月5日から)	
		長井 総和 ナガイ ソウワ	国土交通省総合政策局安心生活政策課長	
		石崎 和志 イシザキ カズシ	国土交通省住宅局建築指導課長 (平成29年9月25日まで)	
		淡野 博久 アワノ ヒロヒサ	国土交通省住宅局建築指導課長 (平成29年9月26日から)	
	特別区	前川 耀男 マエカワ ホウオウ	練馬区長	
	市町村	加藤 育男 カトウ ユウオウ	福生市長	
委員 28 名				

※専門部会の◎は部会長